

○大蔵委員会

内閣提出法律案（八件）

番号									
件名									
提出月日									
38	37	36	32	13	12	11	1		
電源開発促進税法の一部を改正する法律案	国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律案	関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案	災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案	製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案	租税特別措置法の一部を改正する法律案	造幣局特別会計法の一部を改正する法律案	昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案		
三、三	三、三	三、三	二、八	二、四	二、四	二、四	五六、一、三		
受領	受領	受領	受領	受領	受領	受領	受領	本院に受領又は衆へ送付月日	
(予)	五九	(予)一九	(予)一八	(予)一八	(予)一八	(予)一八	(予)一八	付委員会	参議院
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	議委員会	議院
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	議本会議	
三、三	三、三	三、一八	二、三三	二、一八	二、一八	二、七	五六、三、三	付委員会	衆議院
可決	修正四二七	可決	可決	可決	可決	可決	修正四五二七	議委員会	
可決	修正四二八	可決	可決	可決	可決	可決	修正四五二八	議本会議	
								備考	
								聴取説明	
							三、一八	本会議で聴取説明	五六、三一八

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者	付月日	予備送	本院へ提出月日	付委員託会	参議院	衆議院	備考
1	昭和五十七年度の水田利用再編法 及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (五、二、八)	五、二、八						
	貸金業の規制等に関する法律案	外大原一三名君 (五、一、三)							
	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案	送付 (四、二〇)	送付 (五、四、二〇)						
		五、七、八、五	五、七、八、五						
		八、五	五、七、八、七						
		八、七	五、八、四、九						
	修正四九	修正四九	可決五、二、〇	議員決会					
	修正四五	修正四五	可決五、二、六	議本会決議					
	四二〇	五、八、四、二〇							
可四二七	可四二七								
可四二六	可四二六		可決五、二、八	議本会決議					

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第一号）（衆議院送付）

五八、一、二三 内閣提出

三、三 衆本会議趣旨説明

三、一八 參本会議趣旨説明
四、二八 衆修正
五、一三 参可決

要旨

本法律案は、昭和五十八年度における財政收支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行並びに国債費定率繰入れ等の停止及び自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰入れその他の歳入の増加を図るための特別措置を定めようとするもので、その内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行

- (一) 予算をもつて国会の議決を経た金額（六兆九千八百億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。
- (二) 租税収入の実績に従つて、特例公債の発行額を限度額の範囲内で調整できるよう、昭和五十九年六月末日まで発行できることとし、同年四月以降の本特例公債の発行収入は、昭和五十八年度所属の歳入とする。
- (三) (一)の議決の条件として、特例公債の償還計画を国会に提出しなければならない。
- (四) 特例公債については、借換債の発行は行わない。

二、国債費定率繰入れ等の停止

- 昭和五十八年度における国債償還財源の一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れについて、国債総額の

百分の一・六に相当する金額の繰入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰入れを行わない。（本措置による繰入れ停止の金額は約一兆三千九百七十三億円である。）

三、自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰入れ

- (一) 昭和五十八年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から二千五百億円、保障勘定から六十億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。

(二) (一)の繰入金は、後日、それぞれの繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計から同特別会計の両勘定に繰り入れなければならない。

四、あへん特別会計からの繰入れ

昭和五十八年度において、あへん特別会計から、十三億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

五、造幣局特別会計からの繰入れ

昭和五十八年度において、造幣局特別会計から、四億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

六、日本電信電話公社の臨時国庫納付金の納付の特例

日本電信電話公社は、臨時国庫納付金額のうち、昭和五十八年度に係る金額のほか、昭和五十九事業年度に係る金額（千二百億円）についても、昭和五十八事業年度末までに国庫に納付しなければならない。

七、日本中央競馬会の特別納付金の納付

日本中央競馬会は、昭和五十八事業年度については、既定の国庫納付金のほか、剩余金を基準とする国庫納付金が五百億円に満たない場合は、その差額相当の金額（約三百億円が見込まれている。）を、特別納付金として納付しなければならない。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和五十八年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、昭和五十八年度における国の財政收支が著

しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、同年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例に関する措置及び自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰り入れ等の特別措置を定めようとするものであります。

なお、本法律案による昭和五十八年度の財源調達見込み額は、八兆七千八百五十億円であります。

委員会におきましては、財政再建に対する政府の基本的考え方、五十九年度予算編成の基本方針、今後における減債基金制度のあり方、收支均衡化のための税外収入増収策の可否、所得税減税の必要性と実施のための財源確保策等の質疑が行われ、さらに参考人として、草場全国銀行協会連合会会长、植谷日本証券業協会会长、水野名古屋大学教授より意見聴取を行いましたが、その間の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して赤堀操委員より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して増岡康治委員より賛成、公明党・国民会議を代

表して塙出啓典委員より反対、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より反対、民社党・国民連合を代表して柄谷道一委員より反対する旨の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、財政再建に対する具体的方策に関する考え方を明らかにすること等の附帯決議を付しております。

次に、電源開発促進税法改正案以下二法律案について申し上げます。

電源開発促進税法の一部を改正する法律案は、電源立地対策及び電源多様化対策に要する費用に充てるため、電源開発促進税の税率、千キロワット時につき現行の三百円を四百四十五円に引き上げようとするものであります。

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律案は、国民年金特別会計への国庫負担金の繰り入れについて、老齢福祉年金及び拠出制国民年金の受給者数の推移等から、その額が当面減少し、その後においては増加して推移することが見込まれることにかんがみ、その繰り入れの平準化

を図るため、昭和五十八年度から昭和七十二年度までの間における同特別会計への一般会計からする国庫負担金の繰り入れの特例に関する措置等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括して質疑を行い、電源開発促進税の性格と税収の使途、原子力発電所設置促進のための環境整備のあり方、今後の公的年金財政に対する政府の対応策、年金積立金の自主運用の可否等の質疑が行われましたが、その間の詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、討論なく、順次採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一一号)
(衆議院送付)

五八、二、四 内閣提出

三、八 衆可決

三、一三 参可決

要旨

本法律案は、現下の厳しい財政事情及び補助貨幣の引換え又は回収の状況等にかんがみ、補助貨幣回収準備資金から一般会計の歳入への繰入れ等について、次のように改めようとするものである。

一、毎会計年度末における補助貨幣回収準備資金の額が、補助貨幣の引換え又は回収その他造幣局の事業の状況を勘案して政令で定める額を超えるときは、その超える額に相当する金額を一般会計の歳入に繰り入れる。

二、一の措置に伴い、一時借入金の規定を設ける等所要の規定の改正を行う。

なお、本法律施行に伴う昭和五十八年度一般会計分の歳入への繰入れ見込額は、一兆千六十三億九千三百万円である。

委員長報告

ただいま議題となりました造幣局特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現下の厳しい財政事情及び補助貨幣の引き

かえまたは回収の状況等にかんがみ、補助貨幣回収準備資金から一般会計の歳入への繰り入れについて、毎会計年度末における準備資金の額のうち補助貨幣の発行現在額を超える額に相当する金額とされている繰り入れを、当該年度末における準備資金の額のうち補助貨幣の引きかえまたは回収その他造幣局の事業の状況を勘案して政令で定める額を超える額に相当する金額とする繰り入れに改めるほか、準備資金補足のための一時借入金の規定を設ける等の所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、減税財源としての準備資金の取り崩し要求に反して一般歳入として使用することについての問題点、税外収入確保のための準備資金の取り崩しによる財政投融資資金への圧迫など財政体質悪化の可能性、補助貨幣増発に関する歯どめの必要性とインフレーション発生への危惧等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）（衆議院送付）

五八、二、四 内閣提出

二、一八 衆本会議趣旨説明

三、一八 参本会議趣旨説明

三、二四 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情にかえりみ、今次の税制改正の一環として、租税特別措置法の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、既存の租税特別措置の整理合理化

価格変動準備金制度の廃止年度の繰上げ、株式売買損失準備金等の積立率及び航空機の特別償却割合等の引下げ、重要複合機械装置の特別償却制度の廃止等、企業関係の特別措置を整理合理化する。また登録免許税の税率軽減措置についても整理合理化を行う。

五、自動車関係諸税の改正

揮発油税、地方道路税、自動車重量税の各税率についての特例措置の適用期限を二年延長することとし、自動車重量税について、自動車検査証の有効期間が三年とさ

二、住宅取得控除制度の改正

住宅融資の償還金等に係る住宅取得控除の控除率を七パーセントから十八パーセントに、控除限度額を五万円から十五万円に引き上げ、定額控除は廃止する。

三、中小企業の設備投資促進のための措置

中小企業者等の機械の特別償却制度について、二年限りの措置として、その対象となる機械及び装置の取得価額の合計額のうち、過去五年間の平均投資額を超える部分に対し、百分の三十の特別償却を認める。

四、特定基礎素材産業の構造改善に資するための措置

原料の節減等構造改善に資する特定の設備・建物等について特別償却を認めるほか、事業提携に伴う現物出資により取得した株式の圧縮記帳の特例、過剰設備の廃棄により生ずる除去損に係る欠損金の繰越期間の特例、営業譲渡等に係る登記に対する登録免許税の税率軽減等の特例を設ける。

れる自動車に対する税率を設ける。

六、少額貯蓄等利用者カード制度の適用延期等少額貯蓄等利用者カード制度（いわゆるグリーン・カード制）の実施時期を三年間延期することとし、現行の利子・配当所得の源泉分離選択課税等の特例措置の適用期限を三年延長する。

その他、小規模宅地に係る相続税の課税価格の特例、地震防災応急対策用資産の特別償却制度等の創設を行うとともに、老年者年金特別控除制度等適用期限の到来する租税特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等所要の措置を講ずる。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、価格変動準備金の適用期限の短縮及び積立率の引き下げ、航空機の特別償却率の引き下げ等既存の特別措置についてその整理合理化を図るとともに、住宅取得控除制度についてその改

善を行い、設備投資促進のための中小企業者等の機械の特別償却の特例及び特定産業の構造改善に資する設備の特別償却制度を設ける等のほか、揮発油税及び地方道路税の税率の特例措置等期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限の延長を行つております。

また、少額貯蓄等利用者カード制度、いわゆるグリーンカード制について、三年間適用しないこととする措置を講じた上、利子所得等の源泉分離選択課税制度の適用期限を三年延長する等の措置を講ずるものであります。

製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案は、製造たばこの小売定価の適正化を図り、あわせて財政収入の確保に資するため、製造たばこの小売定価の最高価格の引き上げを行うとともに、現下の財政事情等にかんがみ、昭和五十八年度及び昭和五十九年度における専売納付金の納付の特例を設ける等の措置を講ずるものであります。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、わが国市場の一層の開放を図る見地からするチヨコレート菓子、紙巻たばこ、金属加工機械等の関税率の撤廃または引き下げを行い、中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付制

度の新設並びに昭和五十八年三月三十一日に適用期限の到来するアルミニウムの塊等に係る関税の減免還付制度及びトウモロコシ等の暫定関税率の適用期限の延長等を行つております。

また、旅行者の携帶輸入物品に係る簡易税率の引き下げを行う等の措置を講ずるものであります。

災害被害者に対する租税の减免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案は、災害被害者の負担を軽減するため、一定の要件に該当する被災自動車について、自動車重量税を還付する措置を講ずるものであります。

委員会における以上四案の質疑につきましては、臨調答申に言う「増税なき財政再建」の意味、昭和五十八年度における所得税減税の時期、規模、グリーンカード制実施延期の是非と影響、企業関係の租税特別措置の整理合理化、

教授より意見聴取を行いましたが、その間の詳細は会議録に譲ります。
質疑を終了し、四案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して梶山篤委員より、租税特別措置法改正案、製造たばこ定価法等改正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して増岡康治委員より四案に賛成、公明党・国民会議を代表して塩出啓典委員より、租税特別措置法改正案、製造たばこ定価法等改正案に反対、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より災害减免法改正案を除く三案に反対、民社党・国民連合を代表して柄谷道一委員より、租税特別措置法改正案、製造たばこ定価法等改正案の二案に反対、他の二案に賛成する旨の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、租税特別措置法改正案、製造たばこ定価法等改正案、関税定率法等改正案については多数をもって、災害减免法改正案は全会一致をもって、四案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、租税特別措置法改正案につきましては、景気浮揚に役立つ相当規模の所得税減税の促進等の附帯決議が、製

造たばこ定価法等改正案については、安易に納付金特例措置をとらないよう財政の健全化に努めること等の附帯決議が、また関税定率法等改正案には、関税率の引き下げに当たつて国内産業、国民生活に配慮すべきである等との附帯決議が付されております。

以上御報告申し上げます。

製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律

案(閣法第一三号)(衆議院送付)

- 五八、二、四 内閣提出
- 二、一八 衆本会議趣旨説明
- 三、一八 参本会議趣旨説明
- 三、二四 衆可決
- 三、三一 参可決

えりみ、既定の専売納付金に加えて、昭和五十八年度及び五十九年度限りの措置として専売納付金の納付の特例を設ける等、所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

一、製造たばこの種類、等級ごとの最高価格を紙巻たばこについては十本当たり十円、パイプたばこについては十グラム当たり十円、葉巻きたばこについては一本当たり十円それぞれ引き上げる。

二、日本専売公社法の本則の規定により納付する専売納付金のほか、昭和五十八事業年度及び昭和五十九事業年度について、日本専売公社は政令で定める日以降売り渡した製造たばこの本数に〇・三四円を乗じて得た額に相当する金額を専売納付金として、それぞれの事業年度の翌年度五月三十一日までに国庫に納付する。

なお、本法律施行に伴う専売納付金の增收見込額は、昭和五十八年度約二千二十八億円である。

要旨

本法律案は、製造たばこの小売定価の適正化をはかり、あわせて財政収入の確保に資するため、製造たばこの小売定価の最高価格の引上げを行うほか、現下の財政事情にか

委員長報告

租税特別措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参考照

災害被害者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三二号）（衆議院送付）

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）（衆議院送付）

五八、二、一八 内閣提出

三、二四 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、自動車の販売業者等が自動車の使用者のために自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける目的で保管している自動車のうち、当該保管をしている間に自動車重量税が納付されたもので災害による被害を受けたことにより走行の用に供されることなく使用的廃止がされたものについて、当該納付された自動車重量税の額に相当する金額を納税義務者に還付することとするものである。

委員長報告

租税特別措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参考照

五八、三、三 内閣提出

三、二四 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率、减免還付制度について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、我が国の市場の一層の開放を図る等のため、カットダイヤモンド、金属加工機械、農業用トラクター等の関税率を撤廃するとともに、チョコレート菓子、紙巻たばこ、電子式ディジタル自動データ処理機械等の関税率を引き下げる。この改正等に伴い旅行者の携帯輸入物品に課される簡易税率について所要の引下げを図る。

二、灯油等中間留分石油製品の供給不足に備えるため、新たに、中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付制度を設けるとともに、設置の目的を達した低硫黄燃料油製

造用原油等の減税制度を廃止する。また、昭和五十八年三月三十日に適用期限が到来するそれ以外の原油関連減税還付制度、アルミニウムの塊の免税制度等について、それぞれ適用期限を延長する。

三、昭和五十八年三月三十日に適用期限の到来する千九百八十品目の暫定関税率について、その適用期限を一年間延長する等所要の改正を行う。

なお、本法律施行に伴う昭和五十八年度一般会計分の関税減収見込額は、約二百六十億円である。

要旨
本法律案は、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れについて、その額が当面減少し、その後において増加して推移することが見込まれることにかんがみ、その繰入れの平準化を図るため、昭和五十八年度から昭和七十二年度までの間における同特別会計への一般会計からする国庫負担金の繰入れに関する措置その他所要の措置を講じようとするものである。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和五十八年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告
租税特別措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参考照

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るた

めの一般会計からする繰入れの特例に関する法律案（閣法第三七号）（衆議院送付）

委員長報告
昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の委員長報告参考照

電源開発促進税法の一部を改正する法律案（閣法第三八号）（衆議院送付）

五八、三、三 内閣提出

四、二八 衆修正

五、一三 参可決

五八、三、三 内閣提出

四、二八 衆可決
五、一三 参可決

昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税
及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第一号）（衆議院提
出）

要旨

本法律案は、今次の税制改正の一環として、電源立地対策及び電源多様化対策に要する費用に充てるため、電源開発促進税の税率を現行千キロワット時三百円から同四百四十五円に引き上げようとするものである。

なお、本法律の施行は昭和五十八年九月一日とし、税率の引上げは、同十月一日以後に料金の支払を受ける権利が確定される販売電気等について適用することとする。

本法律施行に伴う電源開発促進対策特別会計における租税の增收見込額は、昭和五十八年度約二百四十二億円である。

要旨

本法律案は、昭和五十七年度において、米の生産抑制の徹底と水田利用の再編成を図るため、政府が稻作の転換を行う者等に対し交付する水田利用再編奨励補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

委員長報告

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の委員長報告参照

- 一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。
- 二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

五八、二、八 衆大蔵委員長提出
二、八 衆可決

二、一六 参可決

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものであります。昭和五十七年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法施行に伴う昭和五十七年度の減収額は約十二億円と見込まれております。

委員会におきましては、水田利用再編奨励補助金の効果、水田利用再編対策の今後の見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

貸金業の規制等に関する法律案（第九十六回国会衆第三一号
衆議院提出）（本院継続審査）

九十六回国会 五七、 八、 三 衆・議員提出

八、 五 衆可決

参継続審査

九十七回国会 参修正

九十八回国会 五八、 四、 二〇 参修正

四、 二八 衆可決

要旨

本法律案は、貸金業の業務の運営が、社会に重大な影響を及ぼしている現状に鑑み、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うこと等により、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者等の利益の保護を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県に営業所等を設置する場合は大蔵大臣に、一の都道府県のみの場合にはその営業所等の所在地の都道府県知事に、申請書

等を提出して登録を受けなければならないこととするとともに、登録の更新・拒否事由・失効、登録事項の変更

・廃業等の届出、無登録営業の禁止、名義貸しの禁止等について規定の整備を行う。

二、貸金業者は、顧客等の資力、信用等を調査し返済能力

を超えると認められる過剰貸付け等をしてはならないものとするほか、貸付け条件の掲示、貸付け条件の広告、誇大広告の禁止、書面交付、受取証書交付、帳簿の備付け、白紙委任状取得の制限、取立て行為の規制、債権証書の返還、標識掲示、債権譲渡規制等、必要な規定を設ける。

三、貸金業者との利息の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、利息制限法に定める利息の制限額を超える場合において、その超過部分の支払は有効な利息の債務の弁済とみなす。ただし、このみなし弁済の規定は、契約書面及び受取証書を交付しない場合、業務停止処分に違反して貸付け契約が締結された場合、物価統制令の抱合せ・負担附行為の禁止規定に違反して契約が締結された場合等における支払には適用しない。

四、貸金業協会及び全国貸金業協会連合会の設立、貸金業

に対する監督、無登録営業及び書面交付義務違反等についての罰則等について規定の整備を行う。

五、本法の施行日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日とともに所要の経過措置を講ずる。

修正要旨

本法律案中、「貸金業の規制等に関する法律」の法律番号について、原案に「(昭和五十七年法律第 号)」とあるのを「(昭和五十八年法律第 号)」に改めるものである。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両法律案は、いずれも第九十六回国会衆議院提出によるものであり、本院におきまして第九十六回国会以降、継続審査とされてきました。

まず、貸金業の規制等に関する法律案は、貸金業務の運営が社会に重大な影響を及ぼしている現状にかんがみ、貸

金業を営む者について、登録制度を実施し、その事業に対し過剰貸し付けの禁止、取り立て行為の規制等を行うとともに、資金業協会及び全国資金業協会連合会を設立して、資金業者の業務の適正な運営を確保せしめ、もって資金需要者等の利益の保護を図ろうとするものであります。

なお、利息制限法に定める超過利息支払い部分について、一定の場合における任意弁済の有効規定を置いておりま

す。

次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案は、高金利による金銭の貸し付けが幣害を生じている現状にかんがみ、業として金銭の貸し付けを行う者に対する刑罰の対象となる制限利率を、現行の年一〇九・五%から年四〇・〇〇四%に引き下げようとするものであります。

なお、刑事罰対象利率の急激な条件変更を緩和するため、法施行後三年間は、制限利率を年七三%とすることとし、その後、別に法律で定めるまでの間は、制限利率を年五四・七五%とすること等の経過規定を設けることとしております。

委員会における両案の質疑につきましては、超過利息の

みなし弁済規定に係るサラ金被害救済の問題、出資法の上限金利を四〇・〇〇四%にする実施時期が棚上げにされることへの危惧、資金業協会に加入しないアウトサイダーに対する行政指導・監督の徹底、業務規制がいわゆる悪徳サラ金業者の追放に果たす効果等の質疑が行われたほか、参考人として上田昭三関西大学教授及び樋口俊二日弁連事務総長より意見聴取を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

両案に対する質疑を終了いたしましたところ、日本社会党を代表して穂山篤委員より、両案に対し、資金業の登録拒否事由の追加、超過利息のみなし弁済規定の削除及び刑事罰対象利率に係る経過期間の短縮等の修正案が、また、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、両案に対して、個人に対する物上担保なしの金銭の貸し付けを業として行うに当たっての免許制等を定めるとともに、刑事罰対象利率を四〇・一五%に引き下げるなど等の修正案が、また、自由民主党・自由国民会議を代表して増岡康治委員より、両案中、法律番号等に係る昭和五十七年を昭和五十八年に改める修正案が、それぞれ提出されました。

これら六修正案に対する質疑はなく、両原案及び六修正

案について討論に入りましたところ、日本社会党を代表して穂山篤委員より、増岡委員及び近藤委員提出の四修正案並びに両原案に反対、穂山委員提出の四修正案に賛成、また、自由民主党・自由国民會議を代表して大河原太一郎委員より、穂山委員及び近藤委員提出の四修正案に反対、増岡委員提出の両修正案及び両原案に賛成、また、公明党・国民會議を代表して塩出啓典委員より、近藤委員提出の両修正案及び両原案に反対、穂山委員提出の両修正案に賛成、また、民社党・国民連合を代表して柄谷道一委員より、穂山委員及び近藤委員提出の四修正案に反対、増岡委員提出の両修正案及び両原案に賛成、また、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、増岡委員提出の両修正案及び両原案に反対、穂山委員及び近藤委員提出の四修正案に賛成する旨の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終わり、六修正案及び両原案を順次採決の結果、穂山委員及び近藤委員提出の四修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、増岡委員提出の両修正案及び修正部分を除く両原案はいずれも賛成多数をもって可決され、両法律案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、金利等取締り改正法における刑事罰対象上限金利の本則移行について可及的速やかに実現するよう努めること等の附帯決議が付されております。
以上御報告申し上げます。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（第九十六回国会衆第三二号衆議院提出）
(本院繼續審査)

九十六回国会 五七、 八、 三 衆・議員提出

八、 五 衆可決

参繼續審査

九十七回国会

五八、 四、 一〇 参修正

四、 二八 衆可決

要旨

本法律案は、高金利による金銭の貸付けが弊害を生じている現状にかんがみ、業として金銭の貸付けを行う者に対する刑罰の対象となる金利の限度を引き下げるとともに、

罰金の額を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、業として金銭の貸付けを行う者についての制限利率現行年百九・五パーセントを年四十・〇〇四パーセントとする。ただし、法施行後三年間は、制限利率を年七十三パーセントとし、さらに、この期間経過後別に法律で定める日までの間は、制限利率を年五十四・七五パーセントとする。

また、法律で定める日については、法施行の日から起算して五年を経過した日以後において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、速やかに定めるものとする。

二、質屋及び日賦貸金業者についての制限利率は、現行の年百九・五パーセントのままでする特例を設ける。

三、罰則の上限を引き上げる（三十万円以下の罰金を三百万円以下の罰金）こととする。

四、本法の施行日は、貸金業の規則等に関する法律の施行の日とする。

修正要旨

本法律案中、「貸金業の規制等に関する法律」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の一部を改正する法律」の法律番号について、原案に「（昭和五十七年法律第 号）」とあるのを「（昭和五十八年法律第 号）」に改め、その他これに伴う所要の規定の整備を行うものである。

委員長報告

貸金業の規制等に関する法律案の委員長報告参照